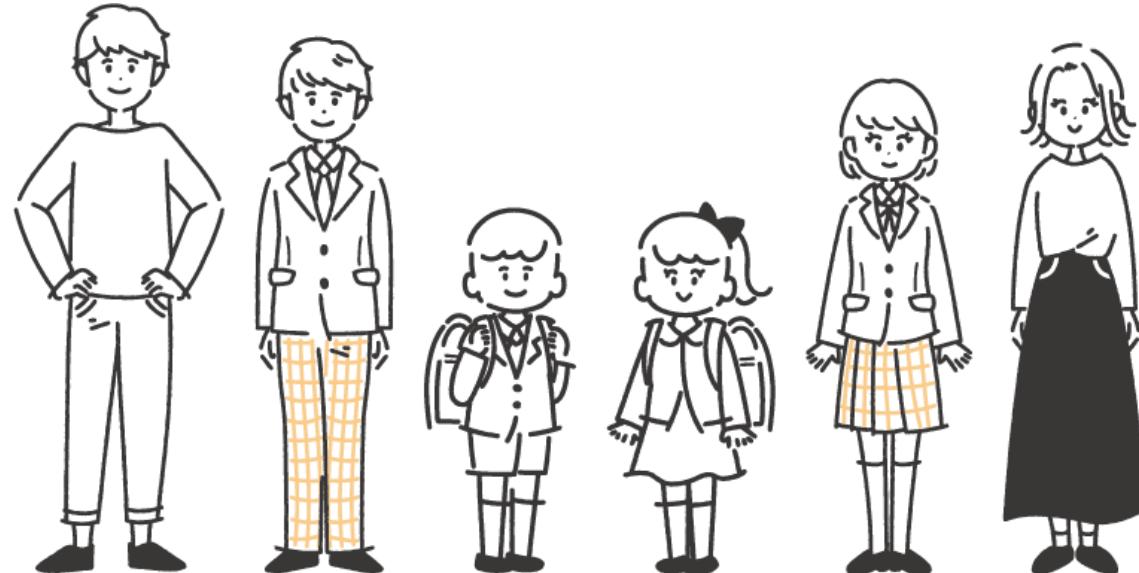


東京都

# ヤングケアラー支援マニュアル

保健・医療関係機関 編



# ヤングケアラーとは

- 法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子供とされています。ただし18歳を超えてもケアが続く可能性はあり、若者ケアラーまで切れ目のない支援が必要です。
- ケアには思いやりを育む等良い面もありますが、過度な負担が続くと、友達と遊ぶなど子供らしく過ごす権利の侵害、子供自身の心身の健康が保持・増進されない、学習面での遅れや進学に影響が出る、就労への影響など長期的に影響があることを理解しましょう。
- 点ではなく線で、若者ケアラーまで切れ目のない支援を行い、将来の可能性を広げる（狭めない）ことが必要です。

## 「子供の権利」が侵害されていないかどうかのチェックポイント

教育を受ける権利

休み・遊ぶ権利

意見を表す権利

健康・医療への権利

社会保障を受ける権利

生活水準の確保



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話をや見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

**左記の他に、以下のようなケアをしている場合もヤングケアラーに含まれます**

- ✓ 精神疾患や知的障害、発達障害、疾病や難病等のある親やきょうだいのケアをしている
- ✓ 脳疾患、がんなどの病気のある親や祖父母のケアをしている
- ✓ 依存性のある親に対応する等、感情面のサポートをしている
- ✓ きょうだいの学童クラブ、保育所、放課後等デイサービス等の送り迎えをしている

# 保健・医療関係機関におけるヤングケアラー支援の役割

2

- 国調査では中学2年生の約17人に1人、「世話をしている家族が『いる』」結果※となっており、ヤングケアラーは決して特別な存在ではありません。
- 保健・医療分野は、家族に障害や疾患のある人がいる場合のヤングケアラーへの気付きや、関係機関へのつなぎ、支援において大きな役割を果たします。家庭訪問、往診等による本人や家族との対話や、困りごと・ニーズ等の把握や寄り添い・支援等が期待されます。

## 保健関係機関における ヤングケアラー支援の役割

- 保健所
- 保健センター など

保健所・保健センターは、**地域住民の健康づくりを支援します。**家庭訪問も行い、家族全体の健康に関する相談を行っています。検診や相談業務を通じて、ヤングケアラーに気付ける可能性があります。

## 医療・看護関係機関における ヤングケアラー支援の役割

- 病院・診療所
- 訪問看護ステーション など

病院・診療所は、ケア対象者又はヤングケアラー本人への医療サービスを提供しています。時には、ケア対象者のレスパイト入院や往診等も行います。訪問看護ステーションは、ケア対象者又はヤングケアラー本人に対し、看護サービスを提供します。医療機関勤務のMSWは、患者の社会復帰支援、家庭環境アセスメント等を行います。

## POINT

- **保健師、訪問看護師、在宅医療の医師等**は家庭を訪問をすることが多く、MSWは家庭環境アセスメント等の際に、ヤングケアラーに気付ける機会が多くあります。

普段サービス提供を行っている家族の背後にヤングケアラーがいるかもしれませんことに留意しましょう。

- ケア相手の状況、家族の状況、本人の状況等により、必要な支援は異なります。また、ケアに対する思いや今後の意向は人それぞれです。支援者が支援内容を決めつけることなく、本人が安心して本心を話せる相手が寄り添い、少しずつ本人の思いや希望を聞きましょう。本人が状況を認識し今後のことと一緒に考えるプロセス自体も支援になります。

- 家族に対しても、家庭の味方であること、寄り添う存在であることを認識してもらいましょう。
- 保健師は保健指導等を通じ、家族全体の状況の把握から気付けることがあります。医療・訪問看護等は、今の状況でヤングケアラーに負担がかかっていないか考えてみましょう。
- 見守りも重要な支援です。必要に応じて地域の支援団体等とも連携しましょう。

# 支援機関の役割

## POINT

- 保健・医療部門で気付いた場合も、専門性を持った多くの機関の協力のもと支援を行います。家族や本人の障害の状況によって、児童福祉・障害福祉・高齢者福祉・生活福祉と密接した連携が求められることもあります。
- ケースにより連携すべき機関は異なります。他の機関が果たす役割を知ることで、どの機関と連携すべきか判断がしやすくなります。
- 詳細は、本編第3章「ヤングケアラー支援のネットワーク」を参照してください。

### 児童福祉

- 子供家庭支援センター  
(要保護児童対策地域協議会の調整機関)
- 児童相談所 など

**子供家庭支援センター**は、原則として18歳未満のすべての子供と、家庭の支援を目的に、**児童相談所よりも身近な相談窓口**として、区市町村に設置されています。児童相談所とも連携しながら、子供に係る多くのケースに対応しています。

**児童相談所**では、子供に関する相談を広く受け付けており、必要に応じて、一時保護や児童養護施設への入所等の措置をとります。

### 高齢者福祉

- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業所 など

**地域包括支援センター**は、**地域の高齢者の総合相談**や地域の支援体制づくり等を行います。

**居宅介護支援事業所**は、介護保険による居宅サービス計画の作成やサービス提供事業者等との連絡調整等を行います。

### 障害福祉

- 区市町村の障害福祉政策の主管課
- 基幹相談支援センター
- 特定相談支援事業所 など

**障害福祉政策の主管課**は、障害福祉サービス等の支給決定などのほか、本人又はケアをしている家族に障害がある場合の支援を行います。

**基幹相談支援センター、特定相談支援事業所**は、障害者のサービス等利用計画の作成、支援実施、病院・施設の入所・退所等にあたって地域移行に向けた支援等を行います。

### 生活福祉

- 区市町村の生活福祉部門（福祉事務所等）
- 自立相談支援機関 など

**生活福祉部門（福祉事務所等）**は、家庭訪問や面接により、**必要な扶助を判断するほか、自立に向けた生活指導**などを行います。ヤングケアラーの保護者と子供のそれぞれに必要な支援の検討を担います。

**自立相談支援機関**は、**生活困窮者の経済的自立が維持できるよう相談支援**を行います。**生活保護等の経済的支援の検討**や**子供の学習支援**も行います。

# 支援機関の役割

## 教 育

- 学校
- 教育委員会 など

**学校**は、ヤングケアラーと思われる子供やきょうだいに**気付き、見守るほか、他の機関へつなぐことが期待されます。**

教育委員会や学校には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ユースソーシャルワーカーが配置されている場合もあり、支援においても重要な役割を担います。

学校にてヤングケアラーに気付いた場合、まず校内ケース会議で情報共有や支援の検討がなされます。その際に、**スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ユースソーシャルワーカー**が参加するほか、**保健関係機関**も関係機関として招集されることがあります。

## 地 域 の 支 援 機 関

日頃から子供と関わりのある施設・関係者と、必要なときに連携できる体制を構築しておくことが重要です。

### ■ 地域の中で見守る

- ・ 地域の施設（児童館、学童クラブ等）
- ・ 保育所や認定こども園、幼稚園
- ・ 地域の関係者（民生委員・児童委員、町会・子供会等）
- ・ 支援団体（フリースクール、子供食堂等）

### ■ ケアの悩み等をヤングケアラー同士や元ヤングケアラーと話せる

- ・ ピアサポート（サロン等）



## POINT

- ヤングケアラー本人は、学校の友人や家族には「心配をかけたくない」といった思いから、相談ができない、本心が言えないことがあります。
- 地域の居場所での会話（「伴走・寄り添い型支援」）や、同じ境遇のヤングケアラー同士で悩みを話せる「共感型支援」で寄り添っていく中で、自分一人ではない・仲間がいるということ、様々な気持ちが混合していくいいということなどを教えてもらって**安心して、初めて学校や福祉に相談してもいいと思ってもらえたり**、本人にとって「こうなりたい」といった希望が出てくる可能性があります。  
そのため、地域の支援機関等も大事な関係者です。
- 誰になら話しやすいのかは子供により異なります。上記で述べた役割を、本人と信頼関係を築いている**保健師、訪問看護師、医師、MSW等**が担える場合もあります。子供の気持ちを推察し、状況に応じて対応しましょう。

# ヤングケアラー支援のフロー

- 医療関係者はケア対象者（親やきょうだい等）が医療的ケアや支援を必要としている場合、保健師は支援を必要としている人の家庭状況把握から、ヤングケアラーと思われる子供に「気付く」可能性が高くあります。また、「つなぐ」、「支援する」、「見守る」において大きな役割を果たします。
- 支援のフロー図は、本編第6章「ヤングケアラー支援のフロー」を参照してください。



## 気付く

本編 第7章

- 後述の「気付くためのチェックリスト」を参考に、支援対象者の家庭にヤングケアラーがいる可能性を認識して業務にあたります。
- 家庭訪問時の家の中の様子や、訪問時に子供がケアをしている様子がないか等も気付きのきっかけになる可能性があります。別の疾患や体調不良での診療所等の受診時や、MSWによる家庭環境アセスメント等の際にも、チェックリストを意識しておくことでヤングケアラーであることに気付ける可能性があります。



## つなぐ

本編 第7・8章

- ヤングケアラーと思われる子供がいたら、ヤングケアラー・コーディネーター（YCC）に情報共有します。
- 児童虐待に当たる可能性が高い等、緊急性が高い場合は、子供家庭支援センター・児童相談所につなぎます。



## 支援する

本編 第8・9章

- YCCの呼びかけに応じ、情報共有や、支援検討の会議等の場があれば参加します。
- 必要に応じ、ケアの状況の把握や本人の意向の把握を行います。**保健・医療分野はケア対象の家族と信頼関係が築けている場合が多く**、本人や家庭との対話がスムーズです。
- 関係者で合意した役割に基づき（支援計画があれば支援計画に基づき）、支援します。
- 令和4年度より、入退院支援加算1及び2の対象者にヤングケアラー及びその家族が追加されました。  
(※)

### サービス例

- 保健師等の訪問、相談
- 訪問看護
- 往診 等



## 見守る

本編 第9章

- 本人・家庭の様子を気にかけます。支援計画がある場合は、定例的な会議開催による見守りを行います。
- 地域の団体等から情報共有を受けることも有効です。
- 変化があればすぐにYCCに情報共有します。ちょっとした変化が、サインかもしれません。



連携支援の調整役、関係機関への助言相談役としてヤングケアラー・コーディネーター（YCC）が区市町村に今後配置される予定です！（**本編第4章**）

# ヤングケアラーと思われる子供に「気付く」ためのチェックリスト

## POINT

- ヤングケアラーは自らがヤングケアラーだと相談をしてくるケースは多くなく、関係者が「気付く」ことが必要です。
- 家族全体を見ることで、ヤングケアラーに気付けることもあります。
- 本人・家庭には自覚がなく支援サービスが届かない可能性があり、アウトリーチが重要です。本編第7章も参照してください。
- 母親が出産を期に精神疾患等になる可能性もあり、保健師は乳児家庭全戸訪問でも保護者や上のきょうだいの様子を気にかけることも気付きにつながるかもしれません。

### 子供がケアをしている様子

- 医師の往診、看護師の訪問看護、保健師の家庭訪問等の際に、食事づくりや洗濯などの家事、家族の介護等をしている姿を見かける
- きょうだいの世話・送迎等をしている姿を見かける
- 家庭訪問時に傍にいて病状の説明や要望伝達をする、認知症の家族の見守りを行う、車いすを押す、買い物を手伝う等家族の付き添いをしている
- 通院の同行介助、薬の受け取り、電話でのやり取り、日本語の苦手な家族・聴覚障害のある家族等の通訳等家族のサポートを担っている
- 病気を悲観する家族や大声を出したり泣き出したりする家族をなだめたり、障害を持つきょうだいを励ますなど、感情面のサポートをしている

### 子供が必要な世話をされていない様子

- 身なりが整っていない
- 食事の世話がされていないようである
- 平均よりも痩せている
- 学校に提出する書類や保育園に通うきょうだいの準備等をするしっかり者である
- 役所等とのやり取りをし、書類の提出等を行っている

### ケアによる影響と思われる子供の様子

- 疲れている様子や精神的な不安定さがみられる
- 感情の起伏が激しい。または、感情を出さない
- 家族の病状からくる暴言や暴力等のつらい体験にも気丈にふるまい、周囲の人に気を遣いすぎる
- 年齢に不相応な受け答え  
(年齢よりも幼い、または大人びている)
- 自分の事を話したがらない、質問などをすると話をすり替える
- 物や支援を欲しがらない
- 家族の顔色をうかがっている
- 診察時の様子から、体調不良の背景に家庭環境などの要因が推測される
- 遅刻や学校にきちんと行けていない様子がみられる
- 以前はよく子供同士で交流があったのに、学校行事、部活動、地域の集まり等に参加しなくなった
- 時に家族と大げんかや家出をしていることがある

- 家庭訪問時に家中や子供部屋が散らかっている、着られなくなった服なども放置されている
- 手続きの遅れ・漏れ等がある
- 家族の世話について、子供をあてにしている
- 家事援助などの必要なサービスを入れたがらない
- 保護者が学校の授業参観や面談に行かない、地域の集まりに顔を出さない

# 具体的な支援の事例

- ケースにより、どのような支援体制を構築するか、どの機関がどのような役割を担うかを検討するため、地域の中核となる機関（子供家庭支援センター等）、ヤングケアラー・コーディネーターに相談してください。
- 保健所・保健センターはケア相手のケアや支援調整、受診支援等を行ったケースがあります。
- 特定妊婦にかかる中で保健センターが気付いた例もあります。同居でなくとも、ヤングケアラーが近隣に住みケアを行っていることもあります。家庭を継続的に見守りましょう。

主な関係者・関係機関	事 例	ケア相手の状況・ケアの内容・経緯等
<b>保健センター</b> 子供家庭支援センター 学校 スクールソーシャルワーカー 地域包括支援センター 病院	<b>精神疾患のある妊娠中の母</b> の付き添い、感情面のサポート、 母と <b>認知症祖母</b> に代わり家事、 <b>幼いきょうだい</b> の世話をしている ケース	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>保健センター</b>が支援をしている<b>特定妊婦の家庭</b>で本人に気付き、子供家庭支援センターに家庭訪問同行等を依頼した。</li> <li>● 本人も精神不安になり、<b>学校・SSW</b>を中心に会議を実施した。</li> <li>● <b>子供家庭支援センター、保健センター、地域包括支援センターにて会議</b>を行い、方針や分担を共有することで、早期に連携しサービス導入が出来た。病院とも意見交換・情報共有を行った。</li> </ul>
<b>保健センター</b> 児童相談所 障害福祉担当部署 学校 病院	<b>精神疾患の母</b> の通院同行・ 服薬管理・感情面のサポート をしているケース	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神疾患の母の通院同行、服薬管理、感情面のサポート等を中学生の本人が担っていた。</li> <li>● <b>保健センター</b>が<b>児童相談所</b>や<b>障害福祉担当部署</b>と連携し、精神疾患のある<b>親への支援</b>として、気持ちの受容や障害福祉サービスの調整などを行うことで、間接的に本人を支援した。</li> <li>● 教員が学校での本人の見守り、児童相談所が本人の安全確保、心のケア、<b>保健センターが母の受診・服薬支援</b>を行った。病院とも意見交換・情報共有を行った。関係機関との密な連携、定期的な役割分担の確認等を工夫した。</li> </ul>
<b>保健センター 病院</b> 子供家庭支援センター 障害福祉担当部署 学校 児童館 民間支援団体	<b>難病の父</b> に代わりに家事、身体的な介護、外出通院付き添い、見守りをしているケース	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 父子家庭で父が難病で<b>緊急入院を繰り返し</b>、本人は祖父の支援のもと近隣で生活しながら、父の家事、身体的な介護、外出通院付き添い、見守りを行っていた。</li> <li>● 子供家庭支援センターが、障害福祉担当部署、<b>保健センター、病院</b>と連携し、本人に負担がかからない父へのサービス提供をし、父の関係者へ<b>本人の状況を理解してもらった</b>。要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で対応した。</li> <li>● 学校、児童館、民間支援団体等とも情報共有し見守りをした。</li> </ul>

注：東京都ヤングケアラー支援に関するアンケート調査の回答結果を参考に事例として編集したものであり、他の支援方法もあり得ます。あくまで例として参照のこと。



## 参考資料・ マニュアル

- 厚生労働省 ヤングケアラーについて (<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html>)
  - 多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル ～ケアを担う子どもを地域で支えるために～  
(有限責任監査法人トーマツ 厚生労働省令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業)  
(上記「厚生労働省 ヤングケアラーについて」ウェブサイト内「ヤングケアラーに関する調査研究事業（外部サイト）」参照)

相談窓口、支援機関（埋めて活用ください）

# 参考となるマニュアルや相談窓口、支援関係機関一覧

## 全国的な相談窓口

相談内容	機関・窓口名	問い合わせ先
虐待の相談以外にも子供の福祉に関する様々な相談	児童相談所相談専用ダイヤル	電話番号：0120-189-783（24時間受付）
いじめやその他の子供のSOS全般	24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）	電話番号：0120-0-78310（24時間受付）
「いじめ」や虐待など子供の人権問題に関する相談	子どもの人権110番（法務省）	電話番号：0120-007-110（平日）
家族のこと、家の中での困りごと等についての相談	日本精神保健福祉士協会「子どもと家族の相談窓口」	<a href="mailto:kodomotokazoku@jamhsw.or.jp">kodomotokazoku@jamhsw.or.jp</a>

## 全国的なヤングケアラー・元当事者同士の交流会・家族会の一例

対象者・内容	会・支援団体名
精神疾患の親を持つ子供の会	精神疾患の親をもつ子どもの会（こどもぴあ）
精神疾患の家族を持つ人の家族会	公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）
障害者のきょうだい	シブコト 障害者のきょうだいのためのサイト 全国きょうだいの会
認知症の家族を持つ子供の会	若年認知症の親と向き合う子ども世代のつどい まりねっこ
ヤングケアラー・若者ケアラーのオンラインコミュニティ	Yancle community（ヤンクルコミュニティ）
家族のケアをしている中高生のオンラインコミュニティ	ほっと一息タイム（一般社団法人ケアラーアクションネットワーク協会）

## 東京都の相談窓口

相談内容	機関・窓口名	問い合わせ先
教職員の相談窓口	東京都ヤングケアラー相談ダイヤル	●電話相談窓口 03-5320-7785
外国人相談窓口	東京都多言語相談ナビ（T M C N a v i）	東京都多文化共生ポータルサイト <a href="https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/information/consultation.html">https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/information/consultation.html</a>
若者・家族の相談窓口	東京都若者総合相談センター	<a href="https://www.wakanavi-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/">https://www.wakanavi-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/</a> ●電話相談窓口 03-3267-0808 ●メール相談 ●LINE相談
就職相談	東京しごとセンター	<a href="https://www.tokyoshigoto.jp/young/">https://www.tokyoshigoto.jp/young/</a>

※上記のほか、東京都こどもホームページには、子供の相談窓口を紹介したページがあるので、併せて参照ください。

<https://tokyo-kodomo-hp.metro.tokyo.lg.jp/soudan/>

東京都ヤングケアラー相談支援等補助事業 補助団体一覧 (令和4年度)	<a href="https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/young-carer.html">https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/young-carer.html</a>
---------------------------------------	---